

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第43号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年4月26日 07時25分ごろ
発生場所	熊本県宇城市戸馳島南西方沖の網取瀬（蔵々ノ瀬戸） 戸馳島灯台から真方位317° 400m付近 （概位 北緯32° 34.75′ 東経130° 29.13′）
事故等調査の経過	平成27年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート かず丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	292-43552熊本、有限会社藤元建設
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船尾船底に破口、プロペラ翼及び舵に曲損等
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族ら6人を乗せ、船長が操舵室の天窓から顔を出して遠隔操縦リモコンで操船に当たり、約20ノットの対地速力で、三角港網取瀬西灯浮標（以下「西灯浮標」という。）の西方に向け、蔵々ノ瀬戸を北西進した。</p> <p>本船は、船長が西灯浮標西方に‘操業中の漁船など数隻の小型船舶’（以下「本件船舶群」という。）を認めたので、本件船舶群を避航するために西灯浮標の東方へ向け変針して航行していたところ、平成27年4月26日07時25分ごろ網取瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が携帯電話で所属マリーナに連絡し、来援したクレーン台船に揚収され、所属マリーナに搬送された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 低潮時</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。</p> <p>海図W194（三角港付近）によれば、西灯浮標は西方位標識であり、西灯浮標の東方には網取瀬などの浅所が存在し、西灯浮標の西方の可航幅は約200mである。</p> <p>船長は、航行予定海域の水路調査を行っておらず、西灯浮標が西方位標識であること、及び西灯浮標の東方に網取瀬が存在することを知らなかった。</p> <p>船長は、本件船舶群を避航する際、西灯浮標付近には浅瀬があり、西灯浮標から離れて航行すれば安全に通過できると思い、近道となる西灯浮標の東方へ向け変針して航行した。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、蔵々ノ瀬戸を北西進中、船長が、本件船舶群を避航する際、西灯浮標が西方位標識であること及び網取瀬の存在を知らなかったことから、西灯浮標から離れて航行すれば安全に通過できると思い、西灯浮標の東方を航行し、網取瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、蔵々ノ瀬戸を北西進中、船長が、本件船舶群を避航する際、西灯浮標が西方位標識であること及び網取瀬の存在を知らなかったため、西灯浮標から離れて航行すれば安全に通過できると思い、西灯浮標の東方を航行し、網取瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。</li> <li>・ 方位標識の意味など航路標識に関する知識を深めること。</li> </ul>